

## **【事案Ⅲ－7】風水害等共済金請求**

・平成 27 年 11 月 12 日 申立取下げ

### **<事案の概要>**

大雨により自宅の屋根が破損したため、共済金の請求をしたところ、他に申立人が契約をしている火災共済があることから、被申立人より「共済金支払いにかかわる同意書」（重複する火災共済の共済金との金額調整を行うことへの同意を含む）への同意を求められ、このことが契約時の説明と異なるとして申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、「本件共済の風水害等共済金と他に契約をしている火災共済の風水害等見舞共済金との重複契約の取扱いを行わない」「被申立人は、申立人が共済金支払いにかかわる同意書を提出することなく、風水害等共済金の支払手続きを行う」との判断を求める。

- (1) 平成 27 年、大雨により自宅の屋根が破損したため、被申立人に対し共済金の請求を行った。
- (2) これを受けて被申立人からは、他の火災共済に加入しており、共済金請求にあたっては、共済金支払いにかかわる同意書による同意が必要であると主張された。この同意書は、重複する火災共済の共済金との金額調整を行うことへの同意を含むものである。
- (3) 上記重複契約にかかる取扱いについては、本件共済契約加入時において二度にわたり被申立人に対し確認を行い、重複契約には該当しないとの回答を得ており、今更当初の説明と異なる主旨の同意を求められ、共済金が他の契約と金額調整されることに不服である。

### **<裁定の概要>**

申立人より申し立てを取り下げる旨の申出があったため、裁定手続規則第 30 条第 1 項にもとづき裁定を終了した。